

# 境漁港市場整備に係る補助金返還問題について

平成 27 年 12 月 18 日 鳥取県

## 1. 経緯と補助金の取扱い

(1) 境漁港を高度衛生管理型市場とするため、農林水産大臣が H26 年 10 月に策定した計画に基づき、国の補助事業（水産庁所管の特定漁港漁場整備事業）を活用して再整備を行っており、現在、市場の基本設計を終えたところ。

（事業期間：H26 年度～H35 年度、総事業費：120 億円）

(2) 市場の再整備にあたっては、既存市場の財産処分（取り壊し）が必要となるが、既存市場は国庫補助事業を活用していることから、当該補助金の返還の要否について農水省と見解が分かれている。

（財産処分が必要となる既存市場の概要）

単位：千円

施設名	整備年度	整備費 (うち国費)	備考
1 号 上屋	S59～S60	548,739 (182,734)	耐用年数：38 年（RC 造、魚市場） 経過年数：30 年 補助金返還額 {28.4 月}：約 33 百万円 水産物流通加工拠点整備事業（所管：水産庁）
2 号 上屋	S55～S56	783,687 (212,919)	耐用年数：38 年（RC 造、魚市場） 経過年数：34 年 補助金返還額 {28.4 月}：約 32 百万円 地方卸売市場整備事業（所管：中四国農政局）

## 2. 鳥取県の考え方

本市場整備は、

- ① 「水産物の安定提供や国際化等の高度衛生管理の行政需要への対応」
- ② 「地域の水産物流通加工業の構造変化への対応」
- ③ 「消費者の漁港や市場に対する衛生管理意識の高まりへの対応」

など、水産物の高度衛生管理に対応するものであり、農水省の「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」の第 2 条の「地域活性化等」の定義「産業構造の変化等の社会経済情勢への変化への対応」に該当する。

（※詳細は、別添資料を参照）

よって、今回の財産処分は、同承認基準の第 4 条「地域活性化等を図るため」に該当すると考える。

⇒ 報告書の受理をもって大臣承認 国庫返納不要

## 【別添資料】 「産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応」

### 1. 「産業構造の変化等の社会経済的情勢の変化への対応」の意味するもの

- (1) 例えば一般的事例として、農林水産業では
- ・ 食の安全・安心、輸出促進など消費構造の変化やグローバル化への対応
  - ・ 過疎化、労働力不足などを解消するための省力化・効率化への対応
  - ・ CO2フリー社会の実現などの環境保全への対応
- などが想定されると考える。
- (2) すなわち政府のみならず、国民、産業界、地方公共団体など、幅広く国全体で取り組む社会経済情勢の変化への対応と理解。

### 2. 境港の漁港・市場の現状と産業構造等の変化

- (1) 食中毒や異物混入防止などの高度衛生管理対策は、今や食の安全安心を担保するための必須条件となっているが、昭和50年代に整備した既存市場では衛生管理の基本的な機能・設備（清浄海水供給、低温管理、排水設備等）が不十分。
- (2) 近年、境港周辺では販路拡大のためHACCP認証する加工場が増加（8社：内対米輸出6社）。さらに、昨今の国際情勢からTPPに対応した産地の国際競争力の強化が益々重要となり、輸出等を目指した漁港・市場・加工場の一体的な高度衛生管理対策の強化は、地方創生の一環として地域の産業振興に求められている。

#### 【参考】

境港からのTPP輸出先：タイ・シンガポール・マレーシア（ベニズワイ）、ベトナム（アジ）等

- (3) 政府は、高度な衛生管理の下で出荷される水産物の割合を29⇒70%（H28）目指すことを閣議決定（H24年3月）。
- これを基に農林水産大臣は、昨年10月に「特定漁港漁場整備事業計画（境港地区）」を策定・公表し、漁港・市場の高度衛生化を推進。
- (4) 消費者の漁港への衛生管理意識は高い（8割以上が漁港の衛生管理情報が必要と回答：H21年農水省調査）
- (5) さらに水産業界等も「安全・安心な水産物の供給と輸出拡大に資する漁港の高度衛生管理対策の推進」を国等の関係機関へ提言（H27年全国漁港漁場大会）。